

有機合成化学品製造業者協会の成立（1）

——アメリカ化学産業における業界団体活動——

小林 啓志

- I はじめに
- II 第1次大戦までのアメリカ有機合成化学工業
- III 第1次大戦への対応
- IV 有機合成化学品製造業者協会の設立

(以上本号)

- V 業界団体としての確立
- VI おわりに

I はじめに

1つの時代が終わり、1つの時代が始まる時に、常に様々な調整が必要とされる。今日のように組織化された社会の中では、そのような時、組織と組織の間に新たな組織が創り出され、そして既存の組織の間の調整を図ることがなされている。今日のアメリカの企業社会の基本的な企業構造は第1次世界大戦前までに確立されたとしている。⁽¹⁾ そしてその企業構造を補完するために、第1次大戦後のパックス・ブリタニカからパックス・アメリカーナに変わった新しい企業社会の中で、ハーバート・フーヴァー商務長官が主導する業界団体活動が興隆して行くの⁽²⁾ である。第1次大戦前の自由放任の企業社会から、ニューディール期を経て政府が様々な調整機能を果たすようになる今日の企業社会の狭間にあって、1917年から1933年までの間に、アメリカでは業界団体がまさに社会の調整機能を果たしていたと言える。変革の時代、すなわち制度的転換の時代にあって、業界団体は常に制度的調整の手段として、大きな期待が寄せられ

(1) Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business* (The Belknap Press of Harvard University Press, 1977). 邦訳、鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代』(上・下) (東洋経済新報社、1979年刊) を見よ。

(2) Robert F. Himmelberg, *The Origins of the National Recovery Administration: Business, Government, and the Trade Association Issue, 1921-1933* (Fordham University Press, 1976). を見よ。

(3) この場合、「第1次大戦前の自由放任」とは、確かに企業規制はあったが、政府がマクロ経済的な調整機能を果たしていないという意味で用いている。この点については、Alfred D. Chandler, Jr., and Louis P. Galambos, "The Development of Large-Scale, Economic Organizations in Modern America," *The Journal of Economic History*, Vol. XXX, No. 1 (March, 1979), 201-217. を見よ。この論文は、ルイス・ガランボス著、山口一臣・壽永欣三郎訳『アメリカ経営史学の新潮流——組織総合理論——』(同文館、1991年刊), 第3章に再録されている。

(4) る。本論文では、第1次大戦前まではアメリカでは幼稚産業であった有機合成化学工業が、1914年から1926年までの間にどのようにして産業としてアメリカに定着していったか、そしてその中で新たに設立された有機合成化学品製造業者協会がどのような調整機能を果たし、産業の確立に資したかを明らかにしたい。

化学産業についてはこれまで多くの研究がなされてきている。その中で本稿で取扱う時期について最も包括的な研究は、6巻本よりなるウィリアムス・ハインズ著『アメリカ化学産業——1つの歴史』であろう。世界的に見ての化学企業の成立、発展について多くの研究がなされている。⁽⁵⁾また個別企業、特にデュポン社についての研究には多くの蓄積が見られる。⁽⁶⁾また

(4) たとえば、最近の以下の著作を見よ。Severyn T. Bruyn, *A Future for the American Economy: The Social Market*(Stanford University Press, 1991), Part III: The Social Governance of Markets, Chapter 6: A Pattern of Cooperation; Trade Associations.

(5) Williams Haynes, *American Chemical Industry: A History*(D. Van Nostrand Company, 1945-1954), 6 vols. Reprinted by Garland Publishing, Inc., 1983. 本稿の産業全体の流れについては、この本に負う所が大きい。

(6) その中でも最も包括的なものは、Lutz F. Haber, *The Chemical Industry 1900-1930: International Growth and Technological Change*(Oxford University Press, 1971). 邦訳、鈴木治雄監修、佐藤正弥・北村美都穂訳『世界巨大化学企業形成史』(日本評論社、1984年刊)であり、アメリカを含む世界の化学産業の業界団体についても多く言及している。その他には、同じ著者による *The Chemical Industry During the Nineteenth Century*(Oxford University Press, 1958). 邦訳、水野五郎訳『近代化学工業の研究』(北海道大学図書刊行会、1977年刊); Fred Aftalion, translated by Otto Theodor Benfey, *A History of the International Chemical Industry*(University of Pennsylvania Press, 1991). 邦訳、柳田博明監訳『国際化学産業史』(日経サイエンス社、1993年); Graham D. Taylor and Patricia E. Sudnik, *DuPont and the International Chemical Industry*(Twayne Publishers, 1984); Akio Okochi and Hoshimi Uchida ed., *Development and Diffusion of Technology: Electrical and Chemical Industries*(University of Tokyo Press, 1980). アメリカの有機合成化学工業について最も詳しいのは、Kathryn Steen, "Wartime Catalyst and Postwar Reaction: The Making of the United States Synthetic Organic Chemicals Industry, 1910-1930," Ph. D. diss., University of Delaware, 1995. 最近では、Ashish Arora, Ralph Landau, and Nathan Rosenberg, "Dynamics of Comparative Advantage in the Chemical Industry", in David C. Mowery and Richard R. Nelson ed., *Sources of Industrial Leadership: Studies of Seven Industries*(Cambridge University Press, 1999). Ashish Arora, Ralph Landau and Nathan Rosenberg ed., *Chemicals and Long-Term Economic Growth: Insights from the Chemical Industry*(John Wiley & Sons, Inc., 1998). John E. Lesch, *The German Chemical Industry in the Twentieth Century*(Kluwer Academic Publishers, 2000). 伊藤裕人『国際化学工業経営史研究』(八朔社、2002年)。また本稿と関連する西欧諸国における化学産業についての研究も進んでいる。ドイツについては、加来祥男『ドイツ化学工業史序説』(ミネルヴァ書房、1986年刊), 工藤章『現代ドイツ化学企業史——I G フアルベンの成立・展開・解体——』(ミネルヴァ書房、1999年刊), 及びドイツと日本の関係については、工藤章『イー・ゲー・ファルベンの対日戦略——戦間期日独企業関係史』(東京大学出版会、1992年刊)。フランスについては、作道潤『フランス化学工業史研究——国家と企業』(有斐閣、1995年刊)。以上が、アメリカにおける有機合成化学産業の史的発達を見る際に、一つの大きな視野を与えてくれる。

(7) デュポン社に関する研究は非常に多く、その中でも特に本稿に関連する文献だけをあげたい。邦語文献の中で最大の貢献は、小澤勝之『デュポン経営史』(日本評論社、1986年刊)であり,

化学産業の様々な指標については、『アメリカにおける化学、1876-1976年』にきわめてコンパクトにまとめられている。⁽⁸⁾そこで以下では、まずこれらの先行研究に依拠しながら、有機合成化学品製造業者協会が設立されるまでのアメリカ有機合成化学工業の発展を見てみたい。

II 第1次大戦までのアメリカ有機合成化学工業

業界団体の形成は、その産業の発展の仕方と深く関わっているので、以下ではまずアメリカ有機合成化学工業がどのように成立、発展してきたのかについて概観を得たい。そしてその概観を得ることによって、有機合成化学品製造業者協会が設立されるに至った歴史的経緯を明らかにしたい。

有機合成化学工業の1920年代の主要製品分野は合成染料であるので、有機合成化学工業が成立する以前の化学産業と天然染料についてまず概観を得たい。化学産業と天然染料のアメリカにおける成立は関税と深く関わっていた。

化学産業の成立は、保護関税と少なからず結びついていた。アメリカで最初の保護主義的な関税は1816年に課せられたものであったが、それより更に高い関税が1824年に課せられた。化学製品に対する関税が上げられただけではなく、対象品目も広げられた。その後、数年のうちに化学製品の国内価格も大幅に下がったため、アメリカ国内での化学製品生産は確固とした基盤を獲得した。⁽⁹⁾とは言え、化学製品メーカーの顧客は他の製造業者であり、産業界の需要で化学製品の市場が創り出されるまで、製造しようとするインセンティブはなかった。そのため19

本稿との関連で言えば、山下幸夫「第一次大戦期のE・I・デュポン社と染料工業」『商学論纂』（中央大学）10巻1・2・3合併号、が有用である。デュポン社に限定した最近の研究については、Alfred D. Chandler, Jr., and Stephen Salsbury, *Pierre S. du Pont and the Making of the Modern Corporation* (Harper & Row, Publishers, 1971); David A. Hounshell and John Kenly Smith, Jr., *Science and Corporate Strategy: Du Pont R & D, 1902-1980* (Cambridge University Press, 1988) を見よ。また本稿との関連で言えば、デュポン社と政府との関係については、Robert F. Burk, *The Corporate State and the Broker State: The Du Ponts and American National Politics, 1925-1940* (Harvard University Press, 1990)。化学産業におけるその他企業については、いくつかの社史や研究が刊行されている。Don Whitehead, *The Dow Story: The History of the Dow Chemical Company* (McGraw-Hill, 1968); Dan J. Forrestal, *The Story of Monsanto: Faith, Hope and \$5,000; The Trials and Triumphs of the First 75 Years* (Simon and Schuster, 1977); Sheldon Hochheiser, *Rohm and Haas: History of a Chemical Company* (University of Pennsylvania Press, 1986)。

(8) Arnold Thackray, Jeffrey L. Sturchio, P. Thomas Carroll, and Robert Bud, *Chemistry in America, 1876-1976: Historical Indicators* (D. Reidel Publishing Company, 1985)。本研究は、1984年のコネチカット州ハートフォードで開かれた Business History Conference で、当時博士論文の題材を探していた筆者に、同書の執筆で様々な歴史資料の検索に当らていたジェフリー・L・スターチオ氏が、ジョージア州アトランタのエモリー大学ウッドラップ図書館に化学産業の業界団体の歴史資料があると御教示下さったことにより、着手したものである。ここにそれを記して、ジェフリー・L・スターチオ氏に深甚の謝意を表したい。

(9) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 116-117.

世紀半ばまで規模は小さく、主要な化学製品の国内市場は、輸入品によって支配されていたま
(11)
 まだった。

インジゴ（藍色染料）は天然染料の中でも重要な染料であり、やがて合成染料の登場と共に代替されていくのであるが、アメリカ産のインジゴは合成染料の登場以前に既に消え去っていた。アメリカ産のインジゴは、確かに植民地時代は利益のあがる産業であったが、独立戦争後はインドのより安価なインジゴに対抗できなくて消え去っていった。1789年に最初に關稅が課せられて以来、輸入税は1ポンド当たり15セントから25セントの間を変動していたが、アメリカ産インジゴは負け戦さであった。19世紀前半は、アメリカにとって産業革命の時代であり、経済的自立が急務であった。ブームを迎えていた繊維産業にとって、染料は欠くべからざる原料であった。アメリカ産インジゴは品質も劣り、輸入業者の価格がポンド当たり1ドル15セントであったのに、ポンド当たり50セントの値しか付かず、1833年關稅が取り除かれた後、市場(12)から消えていった。

1856年世界で最初の合成染料モーブ（藤色のアニリン染料）がイギリスのウイリアム・ヘンリー・パーキンによって発見され、またそれから5年以内に8種類の異なったタイプの染料が発見され、天然染料は急速に合成染料に取って替わられた。紫色は天然染料からはほとんど抽出が不可能な色合いであったが、この最初の合成染料は当時入手可能な最良のものよりはるかに明るい色調で、それほど色あせもしなかった。天然染料の中で最初に合成染料との競争に直面したのはセイヨウアカネだったが、インジゴも1878年には合成され、天然インジゴは1910年までにはローマ帝国のティリアン・パープル（青色をおびた赤色）と同様にすたれていった。
(13)
 化学染料は染料技術の無数の汚れた面倒な作業を除去し、多くの時間と労働を省いた。

旧来の業界は消え去り、飛び抜けた科学技術を持っていたドイツ人たちが新たな工業、タル染料工業を創り出した。ドイツの研究所でドイツ人の科学者たちが重要な貢献をなすようになるのはその後のことであるが、1860年代半ばにはドイツは急速に技術的に支配的な立場に立ち、商業開発に成功していった。1878年までにはドイツの染料生産は1000万ドルに達し、そのうち5分の4が輸出されていた。
(14)

合成染料はアメリカに1860年には輸入され始め、1864年にアメリカで生産され始めた頃までには広く受容され、ドイツ工業があらゆるコールタル系化学分野で完全な支配権を握っていた。1860年10月27日号の『サイエンティフィック・アメリカン』誌にアメリカで最初と思われるアニリン染料の広告が載っており、ニューヨークで同年アニリン・バイオレット（モーブ）

(10) *Ibid.*, 120.

(11) 水野五郎「アメリカにおける硫酸工業の成立——アメリカ化学工業史研究(1)——」『経済学研究』(北海道大学) 21巻1号(1971年) 232-233。

(12) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 164-165, 167.

(13) *Ibid.*, 303-305, 307; 加来『ドイツ化学工業史』20。

(14) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 307; 加来『ドイツ化学工業史』29-37。

に相場が付いていることから、1860年にはアメリカに合成染料が輸入されていたと考えられる。フクシンは1864年アメリカに初めて輸入されたが、この年トーマス・ホリデイとチャールズ・ホリデイ兄弟がマゼンタ（紫紅色のフクシン）を初めてアメリカで生産した。この年までにはアメリカ国内外で、繊維業界ではコールタール染料が広く受容されていた。合成染料に対する関税は最初ポンド当たり1ドルに加えて価格の35%（従価税35%）であったが、1871年にはポンド当たり50セントと従価税35%。⁽¹⁵⁾ 1883年には従価税35%のみとなっていた。1883年の米国議会の公聴会ではアメリカの消費者のためにもっと安価な商品を求める訴えがなされており、関税委員会の報告書の中でニューヨーク自由貿易クラブを代表したE・P・ウィーラーの言葉が次のように要約されている。⁽¹⁶⁾

……もし我々がヨーロッパ諸国のどこかと戦争することになれば、これらの染料に関しては不利となるだろう。それはまったく偶発的であり、遠方での不利益であり、そのような戦争の可能性はほんのわずかであると私は提案する。

こうしてポンド50セントの特別税は取り払われ、1883年までは10社内外あった製造会社も、2～3年のうちにはその半数が閉鎖され、⁽¹⁷⁾ ドイツの染料会社が第1次世界大戦の勃発まで流通業者も製造業者もアメリカで合成染料を支配することができた。

その後も関税は変動していくが、国内の状況は変わらなかった。1890年従価税は更に15%に切り下げられた後、1897年従価税は30%に戻った。1908年のペイン＝アルドリッヂ関税法の染料関税表で従価税を切り上げようとしたが、公聴会で繊維産業は結集して阻止した。歳入増のみを目的としていた1913年関税法でも繊維産業は従価税率の現状を維持したが、アニリンに関する(18) 10%の関税が付加された。状況は改善されなかった。

また19世紀後半には、化学医薬品のために天然薬剤の凋落も明白になっていたが、化学医薬品が重大な一步を歩み出していたのも、コールタール系合成医薬品の発見のお蔭であった。それらは染料研究と密接に結び付いており、アリザリンは可能性に富んだ偉業であった。コールタール系医薬品がそのスタートを切ったのは、1867年J・リスターが彼の革命的とも言える殺菌された外科手術に、フェノールを使用殺菌剤として採り入れたことであった。この時までには化学者たちは多数の新しいコールタール系誘導薬を調合しており、治療上の価値が見出され始めていた。化学研究と臨床実験は次々と素晴らしい成果を生み出していたが、それらはほとんど独占的にドイツからもたらされていた。H・コルベの特許が1889年失効すると、サリチル

(15) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 302-303.

(16) *Ibid.*, 311.

(17) *Ibid.*, 307, 311; 山下「デュポンと染料工業」370-371。

(18) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 312.

(19) *Ibid.*, 319.

酸の価格が下落を始め、アメリカで新たな製造業者が現われ始めた。その他の化学医薬品分野でも次々に新たな製造業者が現われ始めていた。1876年イーライ・リリー社が設立され、1885年マケソン・アンド・ロビンズ社、アップジョン社、ノーウィッチ製薬会社がスタートし、1888年にはサール社とアボット・ラボラトリーズが生まれている。また1902年モンサント・ケミカル社、⁽²⁰⁾ 1908年メルク社がスタートした。

また爆薬産業でもTNT（トリニトロトルエン）の出現以来、産業の化学化が進んでいた。トルエンを硝酸で処理してできたTNTは、新たなコールタール系爆薬であったが、⁽²¹⁾ 1899年から1901年のボア戦争で初めて高性能爆薬として使用されていた。

1914年7月28日オーストリアがセルビアに宣戦を布告、第1次世界大戦が始まり、有機合成化学工業を取り巻く状況は一変した。8月1日ドイツ政府はロシアに宣戦を布告し戦争に突入した。同日ドイツ政府はコールタール染料の輸出禁止を宣言した。化学業界とは無縁の多数の人々も即座にコールタール系化学製品「飢餓」の脅威を認め、何とかしなければならないと実感した。9月3日に内務長官F・K・レーンは20人ほどの化学製造業者との最初のコールタールに関する会議で、国内コールタール工業を促進するために、何をすることができ、何をすべきかという疑問を提起した。11月6日にアメリカ化学会ニューヨーク支部が任命した特別委員会⁽²²⁾ は調査結果を次のように要約した。

……の原材料は、コールタール系医薬品および染料工業と同様にコールタール系爆薬産業でも使用されているものです。これらの3つの工業は各々、こうした原材料を最大限活用するためにお互いに協力した。そしてどれか1つの工業だけでは、これらのものを十分に活用することもできなければ、成功することもできない。そしてこうした原材料を正しくかつ適切に活用するには、すべての3つの工業が1つとなって同一の国家の中で共存し成功する必要がある……。

事実、コールタール系化学製品はアメリカ市場の中から払底していった。戦争が勃発した時、中間体等の基本的な化学製品の在庫は約6ヶ月分しかなく、1914年の秋にすら、繊維業界はデ⁽²³⁾ イーラーや輸入業者の手にあった染料の在庫を空にしていた。

また第1次大戦で毒ガスが化学兵器として使用され、染料工業が毒ガス生産に比較的容易に転換されうることが認識され、国防上、染料工業の自立の必要性が各国で強く認識された。最初にドイツが塩素ガスを化学兵器として使用したのは1915年4月22日で、これに対しフランス

(20) *Ibid.*, 326-332.

(21) *Ibid.*, 369; vol. 2, 128; vol. 3, 202. 第3巻14章「爆薬が化学製品になる」の202頁で、「第1次世界大戦で最も重要であった爆薬、TNTは、トルエンの供給によって支配され、この決定的に重要な需要を満たそうとするならば、コールタール化学工業の発展が重要な意味を持っていた。」とされている。

(22) *Ibid.*, vol. 3, 209-211.

(23) *Ibid.*, 212, 214.

は1916年2月ホスゲンを使用した。後にドイツはマスタードガスを1917年7月使用した。塩素⁽²⁴⁾もホスゲンもドイツの染料工場で染料合成に使われていた。

III 第1次大戦への対応

第1次大戦にどのように対応したかを見る前に、まずその対応を行なった組織や機関の前史について簡単に概観を得たい。産業や国家の必要に応じて第1次大戦のもたらした状況に対して、主体となって対応したのは、企業であり、企業者、化学者、業界団体、学会、大学等であった。アメリカで化学産業の業界団体の初の全国組織として成立したのは、1872年に設立された化学製造業者協会 (Manufacturing Chemists Association) であった。化学製造業者協会は、重量化学製品を取扱う14社のメーカーによって、親睦と関税を目的として設立された。⁽²⁵⁾また1876年35人の化学者が集まって、アメリカ化学会が設立された。最初はニューヨーク化学クラブという感じであったが、全国組織化され1891年には名実共にアメリカの化学者を代表する学会となっていた。⁽²⁶⁾19世紀後半、世界中の化学の研究者はドイツに大挙して行き、著名な教授の研究室で博士号を取っていたが、化学および工学の学部がアメリカでも設立されつつあった。マサチューセッツ工科大学 (M I T) は1861年設立され、1865年産業科学学部が開設された。そして1876年ジョンズホプキンズ大学の開学は化学教育に新たな時代をもたらした。化学工学士の学位のための正式なコースがM I Tに設置され、最初の卒業生が出たのは1889年だった。これらの組織や機関が化学製品の拠点に対応していった。

コールタール系化学製品飢饉は深刻になり、まず非難が起り、そして飢饉への対応が始まった。コールタール染料飢饉は、繊維産業を窮地に追いやったし、サルバルサン (梅毒治療薬)⁽²⁸⁾他重要な医薬品がほとんど入手不能になり、医師たちは医師会を通じて正式に抗議していた。繊維工場の所有者たちは、まず最初にドイツの染料禁輸出を非難し、次に1915年2月18日に始まったドイツによるイギリスの海上封鎖を非難し、そして交戦国との外交交渉の後に必要な染料の入手に失敗した後、アメリカの化学製造業者がドイツの反逆に無知であったと非難した。価格は急激に騰貴したが、ドイツ染料は最初オランダ経由で入手できた。しかし高価な染料と医薬品だけが積荷として積送されてきたので、化学製品の製造に必要な中間生成物はまったく考慮されなかった。1915年3月19日にドイツ染料の最後の定期的な積荷が到着するはるか前に、

-
- (24) Aftalion, *History of International Industry*, 124. 邦訳、柳田訳『国際産業史』、166。宮田親平『毒ガスと科学者』(光人社、1991)。Daniel P. Jones, "The Role of Chemists in War Gas Research in the United States during World War I," Ph. D. diss., University of Wisconsin, 1969.
- (25) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 251; ハーバー『世界企業形成史』398。
- (26) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 397; Thackray et al., *Chemistry in America*, 22-25.
- (27) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 1, 392-395.
- (28) *Ibid.*, vol. 2, 29.
- (29) *Ibid.*, vol. 3, 226-227; vol. 2, 31.

輸入中間体は消え去っていた。こうした中で、化学産業への新規参入が始まった。しかしアメリカにおける有機合成化学工業の初期の発展は、時間との闘いの高い賭け金を払ったいちかばちかのギャンブルであった。コールタール系の合成に経験を積んでいた化学者が不足していたし、製造工程に関するアメリカの文献はなく、ドイツの教科書と特許仕様書から学ぶしかなかった。結果はしばしば危険な化学反応を引き起こし、火災と爆発が至る所で起こった。多くの人命が奪われ、多くの資産が破壊された。そうして得られた生産物も少量で、品質も劣り、初期の製品はほとんど売り物にならなかった。しかし徐々に、適切な財源に支えられた有能な企業が前面へと現われた。⁽³¹⁾

やがてその他の地域からの輸入も始まり、価格はピークから下っていった。戦争勃発前にはアメリカは年間800万ポンドの染料を輸入し、そのうち9割はドイツからの輸入であった。それが、1915年6月30日締めの会計年度では、価格は50%上昇し、ドイツの比率は若干下がり、翌年度は通常価格の4倍の値段で、通常の消費量の約80%，660万ポンドが輸入され、ドイツからの輸入は0で、中国340万ポンド、イギリス130万ポンド、以下日本、香港、英領インドの順であった。輸入の約半分は中国で買付けられたドイツ製染料であり、残りの多くはスイス製染料であったが、戦争が進むにつれてスイス製染料の輸入も実際に下落した。⁽³²⁾アメリカ製の原材料が市場に出廻り始めた時最高価格だった中間体も、産出高が増加するにつれて価格も急速に下落した。この生産集団では、1915年半ばから1916年を通じてが最高価格であり、1916年までには50以上もの簡単な製品がアメリカで生産されるようになり、急成長を遂げつつあった染料工業の急迫した需要を満たすようになっていた。それ以後、中間体の製造業者はより複雑な製品の生産に没頭するようになり、アメリカが参戦するまでにはアメリカで入手可能な中間体の数は倍になっていた。⁽³³⁾

化学製品飢饉は人々の意識を変え、化学者は組織的に対応を始めた。染料不足は実際にいくつかの繊維工場を閉鎖に追い込み、化学製品がアメリカの産業生活の中で鍵となる立場を占めているということを業界指導者自身も認識していなかったことを知った。そしてある種の連帯感が化学製造業者の間に初めて生まれていた。1914-15年度の第1回会合でアメリカ化学会ニューヨーク支部は自立したアメリカのコールタール産業の必要性についてシンポジウムを行ない、スピーカーたちは全員2つの点で合意した。第1に、アメリカは自らコールタール化学工業を持つべきであり、持つことができる。第2に、アメリカ国民が国家と国民の繁栄と健康と安全にとって同産業が重要であることを徹底的に評価して初めて、同産業の確立に必要な関税

(30) *Ibid.*, vol. 3, 212.

(31) *Ibid.*, 212, 214-218.

(32) *Ibid.*, 231.

(33) *Ibid.*, 219.

(34) *Ibid.*, vol. 2, 36-37.

保護が得られる。このようにしてまったく非公式の未組織な大衆教育キャンペーンが始まった。⁽³⁵⁾ そしてノースカロライナ大学化学教授でアメリカ化学会会長のチャールズ・H・ハーティーの下、アメリカ化学会は会員の利害に関わる商業および政治的分野に手を打ち出して行った。アメリカ化学会は1916年特別委員会を任命して、政府と協力して化学産業のより完全で正確な統計情報の収集を始めた。また大衆に宛てて正確な化学情報を広めるために、1917年日刊紙へのニュース提供を始めた。⁽³⁶⁾

そしてアメリカ社会は初めて有機合成化学工業の関税保護へと向かった。1915年12月6日に上呈されたヒル法案は下院歳入委員会で、修正案は上院の議場で、民主党によって葬り去られてしまった。ウィリアム・C・レッドフィールド商務長官が意図的に、高いコールタール関税表に反対し、民主党政権は反保護貿易主義の立場を探ることを明らかにしたのである。1916年の全国綿製造業者協会（NACM）の年次総会でハーティーは、「民主党が今や上院と下院の双方で支配権を握っていて……〔歳入委員会の民主党多数派が〕同法案が通るのを認めることを拒否している。そうすることは、深刻な国家的災禍を確かにあそんでいる。もし同法案が適切な法案でないのなら、同産業のリスクを背負わねばならない人々に、なるほどと思わせるより良い代替案を出す権利があるのは、国家ではないのか。」と力をこめて、はっきりと言い切った。このスピーチを聞いた後、NACMは染料工業に対する保護関税を強く支持する決議案を採択した。1916年夏、染料工業と染料を使用する製造業者を代表する30の異なる団体を代表する委員会が、インジゴとアリザリンの無税での通関手続に抗議し、強力な反ダンピング法を主唱する書簡を上院財政委員会に提出した。一方1916年5月ドイツで染料カルテルが結ばれ、戦争が終わればより強力なドイツの染料会社がアメリカ市場を牛耳るのは明白になっていた。同カルテルはあっと言う間にアメリカ染料工業に保護が必要であることを確証し、国内製造業者に味方する愛国的なえこひいきが糾合された。行動を起こすよう拍車をかけられて、ヒル法案をお手本にした独自の染料保護貿易措置を民主党は打ち出し、多くの修正を受けた後、1916年9月8日いわゆる緊急関税法が通過した。コールタール原料は無税だったが、中間体はポンド当たり2.5セントと従価税15%，最終製品はポンド当たり5セントと従価税30%が課税された。しかし同法の税率は5年間のみ有効で、6年目からは毎年税率の20%ずつが減じられ、⁽³⁷⁾ 10年目の終わりにはコールタール化学製品は無税となることになっていた。

またアメリカは自らが参戦した場合の産業動員の準備を考え始めていた。公式にその必要性を最初に認識したのは海軍省であったが、1916年陸軍予算割当法によって陸軍、海軍、内務、農務、商務、労働の6人の長官より成る全国国防会議（the National Defense Council）が設置

(35) *Ibid.*, vol. 3, 229.

(36) *Ibid.*, 397, 400. ハーティーに関して最近伝記が出版されている。Germaine M. Reed, *Crusading for Chemistry: The Professional Career of Charles Holmes Herty* (University of Georgia Press, 1995).

(37) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 3, 247-250.

された。全国国防会議は7人の委員よりなる諮問委員会を任命した。1917年初春、同諮問委員会は全国の産業調査を行ない、そうした調査を受けた産業は、委員会を創り始めた。間もなく化学産業のために化学委員会が任命された。そしてその下に250の製造業者より成る化学産業(38)小委員会が設置された。戦争遂行のために、化学産業が初めて組織化されたのであった。

1917年4月6日アメリカはドイツに宣戦を布告し、6月末参戦した。政府は国防会議の中に2月に設置されていた軍需のための組織を7月28日戦時産業局に改組した。また国防会議諮問委員会の7人の委員の1人で同諮問委員会原材料部を率いていたバーナード・バルークは、7月に化学産業に、旧来の化学委員会に代わる産業を代表する組織を即座に結成するよう要請した。化学製造業者協会の執行委員会の委員長ヘンリー・ホワードは纖維産業で設立された纖維連合公社 (Textile Alliance) を調べ、それをモデルに協会の理事、アーサー・ウィードが7月末に化学連合公社 (Chemical Alliance) を法人組織として設立した。そして同年12月4日化学委員会の全ての業務が移管され、この化学連合公社が戦時における化学産業の協調的努力を可能にした。(39)

一方アメリカの参戦は、ドイツの化学会社がアメリカで取得していた特許の没収を可能にし、アメリカの化学会社はその特許の使用が可能となった。1917年10月6日敵国財産没収法が可決された。同法は連邦通商委員会に敵国が所有する特許を誰もが自由に使用できるように認可する権限を与え、敵国財産管理局を設置した。連邦裁判事A・ミッチャエル・パーマーは管理官に任命されるや、2週間以内にバイエル社のオフィスと工場を接収した。(40)

アメリカの参戦は第1次大戦の帰趨を決定づけたが、やがて戦後に向けての方向付けが始まった。戦後のドイツとの競争を懸念して、1918年3月6日染料工業の製造業者はアメリカ染料製造業者協会を設立した。ディーラーたちは戦後の輸入業者の保護のために、全米染料・化学輸入業者協会を設立していた。そして染料製造業者協会の中で最も活動的な支持者が集まり、価格安定を目指そうとアメリカ染料協会 (American Dyes Institute) を結成した。そして間もなく、アメリカ染料協会はアメリカ染料製造業者協会を吸収していった。(41)

1918年11月11日、戦争は終わった。戦争が終わるまでには染料工業では多くの企業が操業していたが、戦争の終結はアメリカ染料工業に不確かな未来をもたらすように見えた。戦争終結時までには、製造会社の数は増大し、中間体及び染料の実際の生産者数は136社になっていた。その中には企業合同をしていたナショナル・アニリン・アンド・ケミカル社もあれば、1917年

(38) *Ibid.*, vol. 2, 37, 42, 45-46.

(39) *Ibid.*, 47, 50-52; The Chemical Alliance, "The Chemical Alliance, Inc., Organization Charter and By-Laws, Membership," August 25, 1918, 3-4. この資料はジョージア州アトランタのエモリー大学ロバート・W・ウッドラフ図書館のスペシャル・コレクションの Charles Holmes Herty Papers, Box 72, Folder 5 に所収。

(40) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 3, 220, 240, 258-259.

(41) *Ibid.*, 254-255.

に広範囲なコールタール化学製品の製造に参入していたデュポン社もあった。⁽⁴²⁾しかし戦争の終結は、染料工業を取り巻く状況を一変させた。軍服用の染料契約は一夜のうちに破棄され、販売条件も突如急激に変わった。価格は一挙に下落し、需要家は更なる価格切下げとドイツ染料の復帰を待ち望んでいるように見えた。「ゴールドラッシュの時代」は終わったと1918年の『染料国勢調査』⁽⁴³⁾は指摘している。1918年中に、12社が染料製造から消え、その他に10社が合併していた。⁽⁴⁴⁾

1918年12月12日、接収されていたバイエル社の株式が、7社の入札業者のうち531万ドルの最高の付値を出したスターリング・プロダクト社に売却された。製薬会社であるスターリング・プロダクト社はアスピリンを中心とする化学医薬品だけが欲しかったのであり、同社は直ちに中間体、染料その他化学製品の権利と特許を全て250万ドルでグラッセリ・ケミカル社に売却した。⁽⁴⁵⁾

この売却は敵国財産管理局に抗議の嵐を巻き起こした。そして中立の非営利法人、化学財團(Chemical Foundation)が設立され、同財團に同年11月に接収されていた4500件の全てのドイツの化学特許を売却し、善意のアメリカ人または企業の誰もが平等の条件とロイヤルティで自由にその特許を使用できるように認可する権限が与えられた。すなわち1200件もの重要なコールタール化学特許をたった1つの会社、グラッセリ社に売却することは、アメリカに染料トラストを形成させるだけだと非難の声が巻き上がったのである。そこで敵国財産管理局のニューヨーク事務所の1人、フランシス・P・ガーバンが非営利法人の設立の示唆をし、大まかな計画を立てた。そして化学会社からの出資金50万ドルで設立された化学財團に、ウッドロー・ウィルソン大統領による大統領命令によって、4500件のドイツの化学特許が25万ドルで譲渡された。財團の理事長にはガーバンが選出された。またガーバンは化学財團の理事長就任とほとんど同時の1919年3月4日ペーマーの後任として敵国財産管理官に任命された。⁽⁴⁶⁾

休戦条約の条件の下、ドイツ政府から最初の賠償の申し出があったのは1919年5月1日だった。ハーティーが連合国賠償委員会と建染染料の積送の調整のためパリに派遣された。ハーティーは10月4日ベルサイユで染料カルテルの代表者、カール・フォン・ワインベルク博士と直接会見し、約6ヶ月分の染料供給のオプションを確保した。積送は1920年1月に始められる予定で、ニューヨーク市に41樽のハイドロン・ブルーが陸揚げされたのは2月26日だった。賠償の染料を公式に扱う機関として纖維連合公社が指定され、纖維連合公社によって染料は1年間

(42) *Ibid.*, 241-245.

(43) *Ibid.*, 257.

(44) *Ibid.*, 223, 242.

(45) *Ibid.*, 259.

(46) *Ibid.*, 260-261; ハーバー『世界企業形成史』339-340; Francis P. Garvan, "Address," at the Annual Dinner of the National Cotton Manufacturers' Association, April 25, 1919, 13, filed in Herty Papers, Box 109, Folder 9.

は平和裡に効率的に分配され続けた。1920年6月30日までにはあらゆる染料総計938万8296トンの認可が発せられていた。賠償染料の分配が円滑に進んだことはアメリカの需要家にとって満足のゆくものであったが、以前の輸入業者からは抗議の声が湧き上がっていた。⁽⁴⁷⁾

賠償染料についてのこうした騒然とした論争の中で、アメリカ染料工業は米国議会から産業存立のために必要な関税保護をしやにむに求めて行った。既存の関税率を2倍以上にしようと、オハイオ州選出のニコラス・ロングワース下院議員が法案を最初に提出したのは、1919年5月だった。1年後、上院財政委員会で審議されていた時、AP通信社が全国の新聞社に配信したニュースによって、化学財団はアメリカに染料トラストをもたらそうとする手先であると非難された。⁽⁴⁸⁾また翌1921年ニューハンプシャー州選出のジョージ・モーゼズ上院議員は、アメリカ染料協会が1919年6月に下院歳入委員会の聴聞会に化学財団を代表してガーバンの他に出廷した2名の代理人に、1920年中に同協会の「立法費用」7万464ドル33セントのうち5万ドルも支払っていたと攻撃した。アメリカ染料協会も化学財団と一蓮托生と非難したのであった。そしてそのような中で、有機合成化学品製造業者協会が結成されたのであった。

IV 有機合成化学品製造業者協会の設立

同協会の設立を見る前に、1921年のアメリカ化学産業とそれを取り巻く周囲の状況についてまず見ておきたい。1919年アメリカは好況で化学企業も好収益を上げていた。1920年も好況は続くかと思われたが、景気は年末まで続かず崩壊した。アメリカ全体の景気は短期間の激しい不況の後、回復し繁栄の20年代を謳歌することとなるが、化学企業は過剰生産能力に悩むこととなる。中間体の生産量は、1920年の2億5772万6911ポンドから1921年は7089万9912ポンドに激減し、完成品の生産量も1920年の1億1294万2227ポンドから1921年は5145万7565ポンドに半減している。更にその完成品の内訳を見ると、染料は8826万3776ポンドから3900万8690ポンド、医薬品は518万4989ポンドから154万5917ポンドに激減していた。⁽⁵⁰⁾

こうした状況の中、1920年ドイツは輸出を再開していた。アニリンとその他コールタール系染料の1913年のピーク時の輸出6万4288トンから較べると、1920年1万7899トン、1921年1万4308トンと4分の1以下に減少していたが、中国、日本、英領インドでの戦前の市場を回復し

(47) Haynes, *American Chemical Industry*, vol. 3, 262-265. 繊維連合公社は、全ての輸入業務を1922年1月3日に停止したが、混乱が起り5月3日再開した。

(48) *Ibid.*, 265-267, 271.

(49) *Ibid.*, 271-272.

(50) ハーバー『世界企業形成史』384-388; United States Tariff Commission, "Census of Dyes and Other Synthetic Organic Chemicals 1921," (Tariff Information Series No. 26) (Government Printing Office, 1922), 8, filed in Herty Papers, Box 88, Folder 4; Harold Underwood Faulkner, *American Economic History*, 8th edition (Harper & Row, 1960). 邦訳、小原敬士訳『アメリカ経済史(下)』(至誠堂, 1969年), 782, 784-785。

つつあった。そしてとくに中国ではドイツからのインジゴの輸入が、1919年の0から1920年に287万6666ポンドと増加し、⁽⁵¹⁾ 1921年にはアメリカからのインジゴの輸入は大幅に減っていた。⁽⁵²⁾ 不況の中、ドイツ化学産業復活の脅威があった。

こうした不況の中、農産物及び肉・綿花価格の大幅な下落に伴う農民と戦時中に発展した工業の保護を求める経済利害関係者の声に対応して、1921年5月27日緊急関税法が大統領によって署名された。農産物・肉・羊毛・砂糖に高率関税が課せられると同時に、染料輸入は国内で生産できない製品を除いて禁止された。しかしこの緊急関税法（化学産業に対しては染料・化学製品統制法）は6ヶ月の期限を有した臨時措置であり、6ヶ月毎に再制定されることとなつた。⁽⁵³⁾ とにかくこの緊急関税法によって、当面アメリカへの染料輸入の脅威は取り除かれた。

不況と脅威の中で、1921年10月28日、有機合成化学品製造業者協会（the Synthetic Organic Chemical Manufacturers Association of the United States）が設立された。設立の目的は、定款の第1条の第2・第3段落に次のように記されている。

本協会は、世界中の有機化学品製造の分野において、現存する異常な事態の結果生じたものであり、完璧な有機合成化学工業を合衆国で永久に不動のものとするのを保証するために、すべての有機合成学のアメリカの生産者の間で協力が必要であるという認識の結果生じたものである。

本協会の目的は、合衆国におけるあらゆる種類の有機化学品の製造を奨励することによって有機化学という科学を前進させること、完璧な有機化学工業を発展させ、向上させ、そして役に立つように努力するために合衆国政府の様々な機関と協力すること、有機化学品を生産したり使用するのに携わっているアメリカの企業や個人の間に誠意ある関係を促進すること、科学的知識の普及のための手段を提供すること、同産業に関する最高の科学上の、及び事業上の基準を促進すること、そしてアメリカ合衆国の有機化学の独立を不動のものとし、不滅のものとするために適切と考えられる集団行為を一般的にとることである。⁽⁵⁴⁾

ワシントンで開かれた金曜日の夕方の設立総会には、ハーバート・フーヴァー商務長官も来賓として出席し、総会に先立ちスピーチを行ない、そしてチャールズ・H・ハーティーが満場一致で初代会長に選出された。設立総会が開かれた3時間の間ハーティーは固辞し続けたが、夜遅く多数の製造業者の代表団が説得のため宿泊先のクラブを訪れた後、深夜2時に1人で引き

(51) Frederick E. Breithut, "The German Coal-Tar Chemical Industry—Production, Export, and Import Statistics" (Tariff Information Bulletin, No. 141) (Chemical Division, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, Department of Commerce, Sep. 3, 1923), 8, filed in Herty Papers, Box 89, Folder 1.

(52) US Tariff Commission, "Census 1921," 52.

(53) F. W. Taussig, *Tariff History of the United States*, 7th edition (Putnam, 1923), 451-452. 邦訳、長谷田泰三・安藝昇一訳『米国関税史』(弘文堂書房, 1938年) [覆刻版: 有明書房, 1990年], 403-404; 足立英夫『米國を中心とした染料工業の動向』(化成品工業協会, 1951年), 27; フォーカー『アメリカ経済史(下)』, 718; Haynes, *American Chemical Industries*, vol. 3, 268.

(54) C. H. Herty, "Address," before the Chamber of Commerce of Jersey City, N. J., Nov. 29, 1921, 1-2, filed in Herty Papers, Box 144, Folder 2.

受ける決意をした。その時の心境を1921年10月31日付のアメリカ化学会会長のエドガー・F・スミス博士宛の学会誌『ジャーナル・オブ・インダストリアル・アンド・エンジニアリング・ケミストリー』の編集長の辞職を告げる手紙の中に書いている。「私は引き受けるのが私の義務だと感じた。この新しいチャネルを通じて、私は有益な公的な職務を果たすことができるし、編集長の職務を続けることによって私が望んでいるよりも、我が国の化学者の方にはるかにもっと大いに役立つことが多分できるのではないかと確信した。だから私は受諾したのです。」⁽⁵⁵⁾

翌10月29日、ハーティーは理事会を召集し、役員会が開かれた。全般的な議論の後、同協会の付属定款の規約を作成する委員会を任命した。⁽⁵⁶⁾

同協会の定款には会長の資格が規定され、また会長の職責も後の財務概観にははっきり示されていた。「会長は、直接的にも間接的にも、本協会の会員であるいかなる法人、企業あるいは個人とも金融上利害関係があつてはならない」とされ、全般的な会長の職責は定款の第1条第3段落に定義されているとしている。そして更に会長の職責は以下のものを含むとしている。①産業に影響を与えるすべての立法上の進展と緊密に接触を保つこと。②連邦行政府及び委員会と誠実な協調関係を維持すること。③関税に関わるすべての行政上の管理作業と諮問活動について行政府を方向づけること。④協会の会員間の交際と厚情を促進すること。⑤産業の厚生に關係を及ぼすすべての出来事や公衆の思想傾向に緊密に注意を払い続けること。そして後にハーティーがこのようにしたので、こうした記述がされているように思えるが、会長は化学と化学産業についての公衆の理解を広げる努力として多数の公衆の面前での演説をし、会長の事務室のドアは、日刊紙や業界紙の代表や、新聞雑誌用記事配給企業の記事のライター、そして化学の発展に関する事実を捜しているその他の人々に、常に開放されていること、としている。⁽⁵⁷⁾

設立総会の翌日、10月29日には初めての部会、染料部会が開かれ、各産業部門別の部会が設置され、産業部門毎の問題が討議され、組織的な活動が始まった。各部会は委員長を選出し、各部会から1名の副会長と理事会に出す会員を選出した。10月29日の初会合では、染料部会は、デュポン社のM・R・ポウシャーを委員長に、ニューポート・ケミカル・ワーカー社のC・N・タナーを副会長に、そしてノイル・ケミカル&カラー・ワーカー社のF・P・サマーズ、ヘラー&メルツ社のオーガスト・メルツ、M・R・ポウシャーを理事に選出した。中間体部会と医薬品

(55) Herty to Edgar F. Smith, October 31, 1921, Herty Papers, Box 74, Folder 1. 手紙は同日付で2通あり、1枚はペンシルバニア大学のスミス博士宛で、もう1枚はアメリカ化学会のスミス博士宛の辞職願である。

(56) C. H. Herty, "MEMORANDUM," October 29, 1921, Herty Papers, Box 74, Folder 1.

(57) Synthetic Organic Chemical Manufacturers Association of the United States, "Financial Survey, November 1, 1921-June 30, 1926," Schedule 1 (b): Duties of Staff, A. President, filed in Herty Papers, Box 74, Folder 9.

及び精製有機化学品合同部会の会合は11月8日に開かれているが、役員の選出は部会によりまちまちで、すべての部会の役員の選出が終わり、役職者が揃うのは1922年1月25日開催の理事会においてであった。理事会委員長で中間体部会からの副会長はメリマック・ケミカル社のS·W·ワイルダー、精製有機化学品部会からの副会長はレスラー&ハスラッヘル・ケミカル社のP·シュレウスナー、医薬品部会からの副会長はセイデル・マニュファクチュアリング社のハーマン・セイデル、中間体部会からの理事は、グラッセリ・ケミカル社のW·T·カッシュマンとキャルコ・ケミカル社のR·C·ジェフコット、医薬品部会からの理事は、アボット・ラボラトリーズ社のA·S·バーディックとマケソン&ロビンズ社のD·マケソン、精製有機化学品部会からの理事は、モンサント・ケミカル社のF·L·マッカートニーとダウ・ケミカル社のJ·T·ハーティーであった。⁽⁵⁸⁾

1921年11月18日の理事会では、新入会員と準会員の加盟が認められ、事務上の手続きと他組織との協力が決められていった。13社の加盟申請が承認され、3社が資格審査のため次の理事会に回され、3社については理事会は申請に明白には同意できないので会長と医薬品部会の副会長に付託された。また「直接には産業の厚生には携わってはいないが、緊密に関わり、明らかに利害関係にある法人、企業及び個人は、準会員の資格がある」として、準会員制と準会員の会員割当金の免除を承認した後、皮膚科学研究所(the Dermatological Research Institute, Inc.)の準会員としての加盟を認めた。協会の会計年度は暦年（1月1日から12月31日まで）とし、年会費は暦年であるが最初の年会費の期間は1921年11月から1923年1月1日までとするとした。そして定款では役員は年次総会で選出され、任期は次の年次総会までとあるが、「現在の協会の役員の任期は、1922年の2月か3月に開かれる次の年次総会で終了する」と決定した。化学製造業者協会からの産業の全般的な利害に関する事柄について協力したいとの意志表明に対し、「有機合成化学品製造業者協会の理事会は……全化学産業についての完璧な理解と、利害の促進のために、同協会の役員と時に応じて会合を持つ機会を歓迎する」とした。またフーヴァー商務長官からの要請に従い、商務省と協力するため、ハーティーを委員長として、マッカートニー、ジェフコット、メルツ、ポウシャー、ワイルダーよりなる業務委員会が任命された。⁽⁵⁹⁾こうして、組織は動いて行った。

11月29日のジャージー・シティ商業会議所で、ハーティーは協会の会長として演説をしている。冒頭、「ここニュージャージー州はアメリカの化学産業の心臓部である。」という言葉で話

(58) SOCMA, Dyestuffs Section, "Minutes of Meeting," Oct. 29, 1921, 1-2, Herty Papers, Box 75, Folder 5; SOCMA, Intermediate Section, "Minutes of Meeting," Nov. 18, 1921, 1-2, Herty Papers, Box 75, Folder 8; SOCMA, Pharmaceutical and Fine Organic Section, "Minutes of Meeting," Nov. 18, 1921, and Dec. 9, 1921, 1, Herty Papers, Box 75, Folder 9; SOCMA, Board of Governors, "Minutes of Meeting," Dec. 8, 1921, 1, and Jan. 25, 1922, 1, Herty Papers, Box 74, Folder 10.

(59) SOCMA, Board of Governors, "Minutes of Meeting," Nov. 18, 1921, 2-8, Herty Papers, Box 74, Folder 10.

を始めた。協会の目的と多くの濃淡の染料が人生に美しさと喜びを付け加えているといった話の後に、「こうした産業は過去5年で力強く成長してきた。そしてもし適切な支援を受けるなら、これらの製品系列で我国を経済的に自立させることができると見込みが十分ある。……第1に狡猾に流布してきた不可思議な神話がある。すなわち、アメリカの石炭はそうした製品を生産するだけの品質がない、と。……次のプロパガンダの形は……アメリカの化学者はそれに必要な訓練と才能を有していなかった、と。そのような中傷が事実に反していたことは、既にあり余るほどに証明されてきた。」と述べた。そして「しかしながら、こうした産業は決して着実な発展という平和な日々をあてにはできない。」とし、その前の週の日曜日の『ニューヨーク・タイムズ』のA P通信の記事の中のドイツ製造業者の前で行なわれた「ドイツ産業は戦時中に樹立された国内産業のために、輸入に対して課せられた制限的な立法措置によって危機にさらされている」という不満を述べているデュースベルク博士の演説に対して、ハーティーは「これらのまさにそうした産業は、ドイツの世界支配の欲望のために成立を余儀なくされたということを、彼は忘れたのだろうか。ドイツはこれらの産業を世界独占する何らかの神聖な権利を持っていると、瞬時でも彼は想像しているのだろうか。」と述べた。そして「軍事的な戦争は終わったが、経済戦争は続いている。」とした。⁽⁶⁰⁾

そして産業自立のための法案整備と産業の自己弁護の努力が、同協会を通じて行なわれた。まず関税保護のために新たに上程されたアメリカ販売価額案を、同協会は支持し、総会の決議をハーディング大統領、上院財政委員会委員長ペンローズ上院議員、下院歳入委員会委員長ジョセフ・W・フォードニー下院議員に伝達した。そして産業自立のための立法案を案出するため、協会の全会員を委員とする全体委員会を設置し、「各会員は、産業の厚生と関連する同協会の活動の展開のあらゆる面で、協力し援助し、そして各会員は欠くべからざるものなら何でも提案するよう求められ」た。⁽⁶¹⁾ そして全体立法委員会が、1922年2月27日24社25名の会員とハーティー会長以下2名の協会専従職員、計28名が出席して開催された。この全体立法委員会では、米国議会における全体的な流れが概括された後、特に協定締結国においては相手国でも自国民待遇が受けられるという米独間の1909年の特許協定の復活が議論された。そして全員一致で、ハーティー会長名でヘンリー・P・フレッチャー国務次官宛に、反対の意見の手紙を送付することとした。2月17日のハーディング大統領の上院への諮問に関し、2月22日に上院は同協定の復活を勧める決議案を採択していた。これに対し、同協会は、1921年8月25日の条約の合意では「今や大統領がドイツに同条約は復活したと通告するだけが必要とされており、そうすれば同条約は再び効力を発することになる」が、もしこの協定が復活されれば、特に化学産業では「我々の意見では、不可欠な多数の製造ラインの機能が台無しになるであろう」とその手紙の

(60) Herty, "Address," before Chamber of Commerce Jersey City, 1-4.

(61) SOCMA, Board of Governors, "Minutes," Dec. 8, 1921, 4-5.

中で述べている。⁽⁶²⁾

また化学産業は決して独占は企図していなかったと、同協会は議会と国民に納得させようとした。独占の疑惑の調査のために設けられたサミュエル・M・ショートリッジ上院議員を委員長とする上院立法委員会小委員会に対して、同協会は全面的な協力を申し出、同小委員会が望むあらゆる可能な情報をいつでも提出する準備があると1922年1月25日付の書簡で述べている。⁽⁶³⁾ そして同小委員会で開催される聴聞会での告発に反論するのに必要な資料を準備するために、また協会のその他の必要な作業でハーティー氏を助けるために、顧問として以前キャルコ・ケミカル社に勤めていたF・E・ブレイサット氏を月次ベースで雇った。⁽⁶⁴⁾ 1922年2月20日から始まった聴聞会には、同協会の代表のほか大小の個別企業が宣誓の後、証言をした。しかしこの調査は、その調査の過程で、独占の告発を支持する証拠を見出すよりも、米国議会にアメリカで有機合成化学工業を恒久的に確立し確固としたものにする必要性をより深く認識させるという、⁽⁶⁵⁾ 「ブーメラン」効果を結果としてもたらした。

また同協会は顧問のほかに秘書も雇い、常設の事務所も開設した。1921年11月からロイス・ウッドフォード女史が正式に秘書として採用され、1922年1月1日からメトロポリタン生命保険会社からアメリカ化学会がリースされていたニューヨーク市マジソン街のメトロポリタン・タワービルの34階の2部屋を1925年5月末まで賃借して事務所とした。これにより会員は、本部でいつでも可能なサービスが自由に受けられるようになった。⁽⁶⁶⁾

また産業部門別の部会が再構成され、会員の実態に合わされた。1922年2月28日の理事会では、中間体部会が原料・中間体部会と名称が変更され、医薬品部会と精製有機化学品部会が合同して医薬品・精製有機化学品部会となり、特殊製品部会の設置が勧告された。⁽⁶⁷⁾

そして3月30日の理事会で、協会運営に必要な資金を各会員に配分する賦課金のパーセントを決定した。これは恒久的な関税法案が審議されている上院財政委員会や上院司法委員会小委員会への出席のためにハーティー会長が長期に渡りワシントンに滞在する費用等が多額にかかるため、必要な資金を徴集するために課せられたものであった。加盟70社に対して、多くの企業は1つ以上の産業部会に登録していたので、まず各産業部会への比率決定の後、個々の産業部会が部会としての各企業への賦課金の配分比率の裁可を決定し、そして最終的な各個別企業

(62) SOCMA, Legislative Committee of the Whole, "Minutes of Meeting," Feb. 27, 1922, 1-5, Herty Papers, Box 75, Folder 2.

(63) SOCMA, Board of Governors, "Minutes of Meeting," January 25, 1922, 7-8, Herty Papers, Box 74, Folder 10.

(64) SOCMA, Board of Governors, "Minutes of Meeting," Feb. 28, 1922, 5, Herty Papers, Box 74, Folder 10.

(65) SOCMA, "Minutes of the Annual Meeting," March 31, 1922, 2-3, Herty Papers, Box 74, Folder 6.

(66) SOCMA, Board of Governors, "Minutes," Nov. 18, 1921, 6 and Jan. 25, 1922, 3; SOCMA, "BULLETIN," No. 1, Jan. 27, 1922, 1, Herty Papers, Box 75, Folder 12.

(67) SOCMA, Board of Governors, "Minutes," Feb. 28, 1922, 2-3.

の比率が決まった。産業部会別に見ると、医薬品・精製有機化学品部会35.5%，染料部会32%，原料・中間体部会27.5%，特殊製品部会5%で、個別企業で見ると、百分率で最大はデュポン社の19%，以下、ニューポート・ケミカル・ワークス社9%，グラッセリ・ケミカル社7%，キャルコ・ケミカル社5.5%，ヘラー&メルツ社4%，ダウ・ケミカル社3%，バイエル社2.5%，レスラー&ハスラッヘル・ケミカル社2.5%，モンサント・ケミカル社他5社が2%と続いた。⁽⁶⁸⁾

そして1922年3月31日第1回年次総会が37社から51名が出席してニューヨーク市で開催された。ハーティー会長は、同日行なわれた上院財政委員会での染料条項での採決のためワシントンに滞在中で欠席していたが、メリマック社のS·W·ワイルダー理事会委員長が議長を務め、議事は進行した。まず最初にハーティー会長からの「採決まで……当地に留まらなければならぬ。」旨の電報が読み上げられた後、ワシントンから丁度戻ったばかりのR·C·ジェフコット氏からの「ワシントン情勢についての報告」がなされた。上院司法委員会小委員会におけるアメリカ染料・化学工業と染料・化学品の輸入業者についての調査の進展と、上院財政委員会における関税立法の現状について、報告がなされた。次いで会計報告がなされ、賦課金査定委員会が前日の理事会で承認された総額4万5000ドルの賦課金とその配分比率の承認を求め、了承された。⁽⁶⁹⁾ また1909年のドイツとの特許協定について、同協定は1922年5月11日に自動的に失効するが、上院特許委員会で上呈されている2つの特許法改訂法案の審議が終わるまでは、いかなる行動も採られないだろうとの見通しが示され、この問題について徹底的に研究することが合意された。⁽⁷⁰⁾

午後からはまず部会が開かれ、各役員の選出の後、年次総会が再開された。まず各部会の報告がなされ、2月28日に理事会が行なった部会の再構成についての勧告が承認された。次に議長は、上院財政委員会の採決の結果、染料・化学製品統制法のもう1年間の期限延長が決定したとの報告が丁度入ったと公表した。これに対して会員からは、1年では不十分であり、少なくとも3年間の立法期間の延長を求めるような改正案を上院に働きかけるべきとの強い意見も出された。続いて理事の選出と各種の報告がなされた後、ハーティー会長が再選された。そして会計幹事選出の後、年次総会は終了した。⁽⁷¹⁾

(未完)

(68) SOCMA, Board of Governors, "Minutes of Meeting," March 30, 1922, 2-5, Herty Papers, Box 74, Folder 10; SOCMA, Board of Governors, "Minutes," Jan. 25, 1922, 6; SOCMA, Intermediate Section, "Minutes of Meeting," March 31, 1922, 2, Herty Papers, Box 75, Folder 8.

(69) SOCMA, "Annual Meeting," March 31, 1922, 2.

(70) Ibid., 3-5.

(71) Ibid., 6-7.

(72) Ibid., 8-13.